

目 次

総 則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的及び前提	1
第1項 計画の性格及び範囲	1
第2項 計画の目標	1
第3項 計画の前提	2
第4項 他の法令に基づく計画との関係	2
第5項 地区防災計画との連携	2
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の習熟	3
第4節 計画の修正	3
第2章 区の概況	4
第1節 自然的条件	4
第1項 地層（地盤）地質	4
第2項 位置と面積	5
第3項 河川	5
第2節 人口	5
第3章 被害想定	6
第1節 震災	6
第4章 地震に関する調査研究	8
第1節 震災予防に関する調査研究	8
第1項 区における調査研究	8
第2項 都における調査研究	9
第5章 平成29年度修正の概要等	11
第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴	11
第2節 対策の視点	11
第6章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	13

震災編（予防・応急・復旧対策）

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割	17
-------------------------	----

第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務	17
第1項 基本理念	17
第2項 基本的責務	17
第2節 防災機関の役割	19
第1項 区	19
第2項 都	24
第3項 自衛隊	24
第4項 指定公共機関	25
第5項 指定地方公共機関	25
第6項 公共的団体	26
第7項 民間協力機関	26
第2章 区民と地域の防災力向上	28
章の概要	28
対策の方向性	30
予防対策	
第1節 地域防災力の向上	31
第1項 区民等の役割	31
第2項 防災意識の啓発 [各機関]	31
第3項 防災訓練の充実 [各機関]	35
第4項 外国人支援対策 [区]	38
第2節 地域による共助の推進	39
第1項 住民防災組織等の強化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	39
第3節 消防団の活動体制の充実 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	42
第4節 事業所による自助・共助の強化	43
第1項 事業所防災体制の強化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	43
第5節 ボランティア等との連携・協働 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	45
第1項 現況	45
第2項 計画目標	46
第3項 事業計画	46
第6節 区民・行政・事業所等の連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	47
応急対策	
第1節 自助による応急対策の実施	49
第1項 区民自身による応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	49
第2項 外国人支援対策 [各機関]	49

第2節 地域による応急対策の実施 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	50
第3節 消防団による応急対策の実施 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	50
第4節 事業所による応急対策の実施 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	51
第5節 ボランティアとの連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	51
復旧対策	
第1節 地域による応急対策の実施	53
第2節 消防団による応急対策の実施	53
第3節 ボランティアとの連携	53
第3章 安全な都市づくりの実現	54
章の概要	54
対策の方向性	56
予防対策	
第1節 地震に強い都市づくり	57
第1項 地震に強い都市づくりの推進 [区]	57
第2項 安全な市街地の整備と再開発 [区]	58
第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	66
第4項 道路・橋梁等の整備 [区、第五建設事務所]	68
第2節 施設構造物等の安全化	69
第1項 建築物等の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	69
第2項 エレベーター対策 [区]	71
第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所]	72
第4項 文化財施設の安全対策 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	74
第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化	75
第1項 液状化対策の強化 [区]	75
第2項 長周期地震動対策の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	75
第4節 出火、延焼等の防止	76
第1項 出火の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	76
第2項 初期消火体制の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	79
第3項 火災の拡大防止 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	81
第4項 危険物施設等の防災組織 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	84
第5項 危険物等の輸送の安全化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	85
第6項 雨水利用の推進 [区]	85
応急対策	
第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止	87

第1項 公共土木施設等 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	87
第2項 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]	89
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	91
第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、下水道局東部第一下水道事務所]	91
第2項 危険物輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	93
復旧対策	
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	94
第1項 公共土木施設等の復旧 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	94
第2項 社会公共施設等の復旧 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	94
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	95
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	96
章の概要	96
対策の方向性	98
予防対策	
第1節 道路及び鉄道施設の安全化 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	99
第2節 江東内部河川の整備 [区、江東治水事務所]	108
第3節 緊急輸送ネットワークの整備	109
第1項 整備の基本的な考え方 [各機関]	109
第4節 ライフライン施設の安全化 [水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力江東支社、東京ガス東部支店、NTT東日本]	111
第5節 ライフライン復旧活動拠点の確保 [水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力江東支社、東京ガス東部支店、NTT東日本]	116
第6節 エネルギーの確保 [区、水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力江東支社、東京ガス東部支店]	116
応急対策	
第1節 道路・橋梁	117
第1項 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	117
第2項 道路障害物の除去 [区、第五建設事務所]	118
第2節 鉄道施設	119
第1項 東日本旅客鉄道施設応急対策計画 [JR両国駅、JR錦糸町駅]	119
第2項 東武鉄道応急対策計画 [東武鉄道]	120
第3項 京成電鉄応急対策計画 [京成電鉄]	121
第4項 都営地下鉄応急対策計画 [交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）]	122
第5項 東京メトロ応急対策計画 [東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	124
第3節 防災船着場・臨時離着陸場 [区、第五建設事務所]	125
第1項 防災船着場の運用	125
第2項 臨時離着陸場の選定	126

第4節 ライフライン施設の応急対策	126
第1項 水道施設 [水道局(東部第一支所、墨田営業所)]	126
第2項 下水道施設 [下水道局東部第一下水道事務所]	127
第3項 電気施設 [東京電力江東支社]	128
第4項 ガス施設 [東京ガス東部支店]	129
第5項 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力江東支社、東京ガス東部支店]	134
第5節 エネルギーの確保 [区、水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力江東支社、東京ガス東部支店]	134
復旧対策	
第1節 道路・橋梁 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局]	135
第2節 鉄道施設 [JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局(門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区)、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	135
第3節 河川施設等 [第五建設事務所、江東治水事務所]	135
第4節 ライフライン施設の復旧対策	135
第1項 水道施設 [水道局]	135
第2項 下水道施設 [下水道局東部第一下水道事務所]	136
第3項 電気・ガス・通信施設 [東京電力江東支社、東京ガス東部支店、NTT 東日本]	136
第5節 エネルギーの確保	137
第5章 津波等対策	138
章の概要	138
対策の方向性	140
予防対策	
第1節 河川施設等の整備	141
第2節 水防活動	141
第1項 活動方針等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	141
第2項 水防組織 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	141
第3項 資器材の整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁(第七消防方面本部、本所・向島消防署)、第五建設事務所、江東治水事務所]	142
第3節 津波対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	142
応急対策	
第1節 河川施設等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	143
第2節 津波警報・注意報等の伝達体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	144
第3節 津波に対する避難誘導態勢 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	145
復旧対策	

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	146
第2節 被災者の他地区への移送	146
第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化	148
章の概要	148
対策の方向性	150
予防対策	
第1節 初動対応体制の整備	151
第1項 活動庁舎の整備 [区]	151
第2項 発災時の受援体制の整備 [区]	152
第3項 防災訓練 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	152
第2節 事業継続計画の策定	153
第1項 BCPの役割	153
第2項 区政のBCP等の策定 [区]	154
第3項 事業者のBCPの策定 [区]	154
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 [陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	155
第4節 広域連携体制の構築 [区]	155
第5節 応急活動拠点等の設備	156
第1項 オープンスペースの確保 [区、東京消防庁第七方面本部、本所・向島消防署]	156
第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	158
第3項 大規模救出救助活動拠点 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	159
第4項 ヘリサインの設置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	159
応急対策	
第1節 活動体制	160
第1項 区災对本部の組織・運営	160
第2項 区防災会議の招集 [区、各機関]	164
第3項 防災機関の活動体制 [各機関]	165
第2節 警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	165
第3節 救助・救急活動 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	166
第4節 応援協力・派遣要請	168
第1項 管内防災関係機関との協力計画 [各機関]	168
第2項 応援協力 [各機関]	168
第3項 他区市町村協力 [区]	170
第4項 民間協力 [各機関]	170
第5項 各機関の経費負担 [各機関]	171
第6項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁） [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	171

第 7 項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁） [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	171
第 8 項 自衛隊への災害派遣要請 [区、陸上自衛隊]	171
第 5 節 労働力の確保 [区]	172
第 6 節 応急活動拠点の調整 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	173
復旧対策	
第 1 節 活動体制	174
第 2 節 警備活動	174
第 3 節 救助・救急活動	174
第 4 節 応援協力・派遣要請	174
第 5 節 労働力の確保	174
第 6 節 応急活動拠点の調整	174
第 7 章 情報通信の確保	176
章の概要	176
対策の方向性	178
予防対策	
第 1 節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 [区]	179
第 2 節 区民等への情報提供体制の整備 [区]	181
第 3 節 区民相互の情報連絡等の環境整備 [区]	182
応急対策	
第 1 節 情報連絡体制 [各機関]	184
第 2 節 災害に関する情報の収集・伝達 [各機関]	186
第 3 節 被害状況等の報告体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	189
第 4 節 広報及び広聴活動 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	194
第 5 節 区民相互の情報連絡等 [区、NTT 東日本]	196
復旧対策	
第 1 節 情報連絡体制	197
第 2 節 災害に関する情報の収集・伝達	197
第 3 節 被害状況等の報告体制	197
第 4 節 広報及び広聴活動	197
第 5 節 区民相互の情報連絡等	197
第 8 章 医療救護等対策	198
章の概要	198
対策の方向性	200
予防対策	
第 1 節 初動医療体制の整備	201

第1項 情報連絡体制等の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	201
第2項 医療救護活動の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	202
第3項 負傷者等の搬送体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	203
第4項 保健衛生体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	203
第5項 防疫体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	203
第2節 医薬品・医療資器材の確保 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	204
第3節 遺体の取扱い [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	204
心急対策	
第1節 医療救護体制	205
第1項 医療情報の収集伝達 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	205
第2項 初動医療体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	206
第3項 負傷者等の搬送体制 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	209
第2節 医薬品・医療資器材の供給 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	209
第3節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]	214
復旧対策	
第1節 防疫・保健活動 [区]	219
第1項 防疫	219
第2項 保健活動体制	219
第2節 医薬品・医療資器材の供給	221
第3節 火葬等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	221
第9章 帰宅困難者対策	224
章の概要	224
対策の方向性	226
予防対策	
第1節 帰宅困難者対策条例の周知徹底	227
第1項 帰宅困難者の考え方 [区]	227
第2項 意識啓発 [各機関]	227
第3項 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 [各機関]	229
第4項 事業者における施設内待機計画の策定 [各機関]	230
第5項 駅前滞留者対策協議会の設置 [各機関]	233
第6項 集客施設及び駅等の利用者保護 [各機関]	234
第7項 学校・保育園等における児童・生徒等の安全確保 [区]	235
第8項 区民における準備 [区]	235

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、JR 両国駅、JR 錦系町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT 東日本]	236
第3節 一時滞在施設の確保 [区]	236
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、JR 両国駅、JR 錦系町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT 東日本]	238
心急対策	
第1節 駅周辺の混乱防止対策	239
第1項 駅周辺の混乱防止対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦系町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	239
第2項 集客施設及び駅等における利用者保護 [各機関]	239
第3項 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の保護 [区]	242
第2節 事業所等における帰宅困難者対策 [区]	244
復旧対策	
第1節 要配慮者の代替輸送 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦系町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	246
第2節 徒歩帰宅者の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	246
第10章 避難者対策	248
章の概要	248
対策の方向性	250
予防対策	
第1節 避難体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	251
第2節 要配慮者の安全確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	254
第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化 [各機関]	256
第4節 避難所の管理運営体制の整備等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	259
心急対策	
第1節 避難誘導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	261
第2節 要配慮者の安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	265
第3節 避難所の開設・運営 [区]	267
第4節 動物救護 [区]	271
第5節 ボランティアの受入れ [区]	272
第6節 被災者の他地区への移送 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	273

復旧対策	
第1節 避難所の開設・運営	274
第2節 動物救護	274
第3節 ボランティアの受入れ	274
第4節 被災者の他地区への移送	274
第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進	276
章の概要	276
対策の方向性	278
予防対策	
第1節 食糧及び生活必需品等の確保 [区]	279
第2節 飲料水及び生活用水の確保 [区、水道局]	281
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 [区]	282
第4節 輸送体制の整備 [区]	283
第5節 輸送車両等の確保 [区]	283
第6節 燃料の確保 [区]	283
応急対策	
第1節 食糧の供給 [区]	284
第2節 生活必需品等の供給 [区]	287
第3節 飲料水等の供給 [区、水道局]	289
第4節 義援物資の取扱い [区]	291
第5節 緊急輸送対策	291
第1項 輸送車両等の確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、 本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	291
第2項 人員及び救助物資輸送 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	293
第6節 燃料の供給 [区]	293
復旧対策	
第1節 多様なニーズへの対応 [区]	294
第2節 炊き出し [区]	294
第3節 水の安全確保 [区]	295
第4節 生活用水の確保 [区]	295
第5節 物資の輸送 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	296
第12章 放射性物質対策	298
章の概要	298
対策の方向性	300
予防対策	
第1節 情報伝達体制の整備 [区]	301
第2節 区民への情報提供等 [区]	301
第3節 放射線等使用施設の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	301
応急対策	

第1節 情報連絡体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	302
第2節 区民への情報提供等 [区]	302
第3節 放射線等使用施設の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	302
第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	303
復旧対策	
第1節 保健医療活動 [区]	304
第2節 放射性物質への対応 [区]	304
第3節 風評被害への対応 [区]	304
第13章 住民の生活の早期再建	306
章の概要	306
対策の方向性	308
予防対策	
第1節 生活再建のための事前準備	309
第1項 り災証明の発行 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	309
第2項 義援金の配分事務 [区]	309
第2節 トイレの確保及びし尿処理 [区、下水道局東部第一下水道事務所]	309
第1項 災害用トイレの確保	309
第3節 ごみ処理 [区]	311
第4節 がれき処理 [区]	311
第5節 応急教育のための事前準備 [区]	312
第6節 災害救助法等 [区]	312
第1項 災害救助法の適用	312
第2項 激甚災害法の適用	313
応急対策	
第1節 被災住宅の応急危険度判定 [区]	315
第2節 被災宅地の応急危険度判定 [区]	316
第3節 家屋・住家被害状況調査等 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	316
第4節 り災証明書発行準備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	318
第5節 義援金の募集・受付 [区]	319
第6節 トイレの確保及びし尿処理 [区、下水道局東部第一下水道事務所]	320
第7節 ごみ処理 [区]	322
第8節 がれき処理 [区]	322
第9節 応急教育 [区]	327
第10節 災害救助法の適用 [区]	327
第11節 激甚災害の指定	328
第1項 激甚災害指定手続 [区]	328
第2項 激甚災害に関する調査報告 [区]	329
第3項 特別財政援助等の申請手続等 [区]	329
復旧対策	

第1節 被災住宅の応急修理 [区]	330
第2節 応急仮設住宅の供給 [区]	331
第3節 区営住宅の応急修理 [区]	333
第4節 建築資材等の調達 [区]	333
第5節 被災者の生活相談等の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	333
第6節 義援金の保管及び配分[区]	333
第7節 被災者の生活再建資金援助等	334
第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け [区]	334
第2項 被災者生活再建支援金の支給 [区]	336
第8節 融資計画	337
第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け [区]	337
第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け [区]	338
第3項 中小企業への融資	339
第9節 職業のあっせん [区]	342
第10節 租税等の徴収猶予及び減免等	342
第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画 [区]	343
第2項 料金免除等の取扱い [日本郵便本所・向島郵便局]	344
第11節 がれき処理の実施 [区]	344
第12節 学校教育の復旧 [区]	345
第13節 災害救助法の運用等 [区]	346
第1項 災害救助法の公布 [区]	347
第2項 救助の種類 [区]	348
第3項 救助法に基づく報告等 [区]	348

風水害編（予防計画）

第1章 水害予防対策	349
第1節 区の役割	349
第2節 洪水対策（総合的な治水対策） [区、下水道局東部第一下水道事務所、第五建設事務所、江東治水事務所]	349
第3節 高潮対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	353
第4節 洪水に備えた対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	353
第5節 都市型水害に備えた対策 [区、下水道局東部第一下水道事務所、第五建設事務所、江東治水事務所、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	355
第6節 津波対策	357
第2章 都市施設対策	358

第1節 ライフライン施設 [水道局、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力江東支社、東京ガス東部支店、NTT東日本]	358
第2節 道路及び鉄道施設 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	359
第3章 応急活動拠点等の整備	360
第4章 地域防災力の向上	361
第1節 区民等の役割	361
第2節 住民防災組織の強化	361
第1項 住民防災組織等の役割	361
第2項 住民防災組織の充実	362
第3節 行政・事業所・都民等の連携	362
第1項 地域における防災連携体制の確立	362
第5章 ボランティア等との連携・協働	363
第6章 防災運動の推進	364
第1節 防災意識の啓発 [各機関]	364
第1項 防災広報の充実	364
第2項 防災教育の充実	365
第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	365
第2節 水防訓練の充実 [各機関]	365
風水害編（応急・復旧対策計画）	
第1章 初動態勢	367
第2章 情報の収集・伝達	368
第3章 水防対策	369
第1節 目的及び任務	369
第2節 水防情報 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	369
第3節 水防機関の活動 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	379
第4章 警備・交通規制	388
第1節 警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	388
第2節 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	389
第5章 救助・救急対策	390

第1節 主な機関の応急活動 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	390
第2節 消防団の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	390
第3節 都民の救出・救助活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	390
第4節 事業所の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	390
第6章 医療救護等対策	391
第7章 避難者対策	392
第1節 避難計画	392
第2節 水害時避難計画 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	392
第3節 要配慮者の安全対策	397
第1項 地域における安全対策の確保	397
第2項 社会福祉施設等の安全対策	397
第4節 広域避難[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	398
第8章 物流・備蓄・輸送対策	400
第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・がれき処理	401
第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策	402
第1節 水道施設 [水道局(墨田営業所)]	402
第2節 下水道施設 [下水道局東部第一下水道事務所]	402
第3節 電気施設 [東京電力江東支社]	402
第4節 ガス施設 [東京ガス東部支店]	402
第5節 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力江東支社、東京ガス東部支店]	402
第6節 通信施設 [NTT 東日本]	402
第11章 公共施設等の応急・復旧対策	403
第1節 公共土木施設等 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	403
第2節 鉄道施設 [JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局(門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区)、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	405
第3節 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会]	405
第12章 応急生活対策	406
第13章 災害救助法の適用	407
第14章 激甚災害の指定	408

第1章 復興の基本的考え方	409
第1節 復興の基本理念	409
第2節 復興の基本目標	409
第2章 復興本部	411
第1節 復興本部の設置	411
第2節 復興本部の役割及び災対本部との関係	412
第3章 災害復興計画の策定	413
第1節 災害復興基本方針の策定	413
第1項 復興の基本方針	413
第2項 災害復興基本方針決定までの流れ	413
第2節 災害復興計画の策定	413
第1項 災害復興計画体系	413
第2項 災害復興計画の位置付け	414
第3項 地域復興計画の尊重	414
第3節 特定分野計画の策定	414
第4章 復興の全体像	415
第1節 多様な主体の協働による復興の推進	415
第1項 区の役割	415
第2項 区民、事業者、専門家等との連携	415
第3項 国、東京都との連携	415
第2節 地域協働復興の推進	416
第1項 地域協働復興の考え方	416
第2項 復興区民組織	416
第3項 災害復興支援組織	416
第5章 地域力を生かした復興プロセス	417
第1節 復興市街地づくり	417
第2節 復興市街地づくりの手順	417
第6章 復興対策の財源確保	418

第1章 対策の目的	419
第1節 策定の趣旨及び経過	419
第2節 基本的な考え方	419
第3節 前提条件	420
第2章 処理すべき事務又は業務の大綱	421
第1節 区	421
第2節 都	422
第3節 自衛隊	422
第4節 指定公共機関	423
第5節 指定地方公共機関等	423
第3章 災害予防対策	424
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業	424
第1項 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、NTT 東日本、京成電鉄]	424
第2項 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業 [区、東武鉄道]	425
第2節 広報及び教育	426
第1項 広報 [各機関]	426
第2項 教育指導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]	428
第3節 事業所に対する指導	429
第1項 対象事業所	429
第2項 事業指導の内容	430
第4節 防災訓練	432
第1項 区	432
第2項 本所・向島警察署	432
第3項 本所・向島消防署	433
第4項 水道局墨田営業所	433
第5項 下水道局東部第一下水道事務所	434
第6項 東京電力江東支社	434
第7項 東京ガス東部支店	434
第8項 各鉄道機関	435
第9項 NTT 東日本	435
第10項 その他の防災機関	435

第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応	436
第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	436
第1項 情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢 [各機関]	436
第2項 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報活動等 [区]	436
第2節 注意情報の伝達	436
第1項 伝達系統 [各機関]	436
第2項 伝達態勢 [区、本所・向島警察署、本所・向島消防署]	437
第3項 伝達事項 [各機関]	439
第3節 活動態勢	439
第1項 区	439
第2項 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署	439
第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署	440
第4項 水道局墨田営業所	440
第5項 その他の都機関	440
第6項 防災関係機関等 [JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT 東日本、首都高速道路東京東局]	440
第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	441
第5節 混乱防止措置	442
第1項 区	442
第2項 本所・向島警察署	442
第3項 JR 両国駅、JR 錦糸町駅	442
第4項 東武鉄道	442
第5項 京成電鉄	442
第6項 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	443
第7項 NTT 東日本	443
第6節 警戒宣言が発せられなかった場合の措置	443
第5章 警戒宣言時の応急活動体制	444
第1節 活動態勢	444
第1項 区の活動態勢 [区]	444
第2項 防災関係機関の活動態勢 [各機関]	445
第3項 相互協力 [区]	446
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	446
第1項 警戒宣言の伝達 [各機関]	446
第2項 警戒時の広報 [各機関]	449
第3節 消防、水防、危険物対策	451
第1項 消防対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	451
第2項 水防対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	453
第3項 危険物対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅]	453
第4節 警備、交通対策	454
第1項 警備対策 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	454

第2項 交通対策 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	454
第3項 道路管理者等のとるべき措置 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局]	456
第5節 公共輸送対策	457
第1項 鉄道対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	457
第2項 バス、タクシー等対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	461
第6節 学校、病院、福祉施設対策	462
第1項 学校（幼稚園、小学校、中学校） [区]	462
第2項 病院、診療所 [医師会、歯科医師会]	463
第3項 福祉施設 [区]	464
第7節 劇場、ビル、区施設等対策	465
第1項 劇場、映画館、高層ビル、地下街等	465
第2項 区施設	465
第8節 電話、通信対策 [NTT東日本]	466
第1項 警戒宣言時の輻輳防止措置	466
第2項 広報措置の実施	466
第3項 防災措置の実施	466
第9節 電気、ガス、上下水道対策	467
第1項 電気 [東京電力江東支社]	467
第2項 ガス [東京ガス東部支店]	467
第3項 上水道 [水道局墨田営業所]	468
第4項 下水道 [下水道局東部第一下水道事務所]	468
第10節 生活物資対策	469
第1項 営業方法 [区]	469
第2項 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ [区]	469
第3項 物資の確保 [区]	469
第11節 金融対策	469
第1項 金融機関の業務確保	469
第2項 金融機関の防災体制等	469
第3項 顧客への周知徹底	469
第12節 避難対策[区]	470
第13節 救援、救護対策	470
第1項 給水態勢 [区、水道局墨田営業所]	470
第2項 食糧等の配付態勢 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	470
第3項 医療救護態勢 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	471
第4項 輸送車両の確保	471

第6章 区民等のとるべき措置	472
第1節 区民のとるべき措置	472
第1項 平常時	472
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで.....	473
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	473
第2節 住民防災組織のとるべき措置	474
第1項 平常時	474
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで.....	474
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	474
第3節 事業所のとるべき措置	475
第1項 平常時の措置	475
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置.....	475
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置.....	475